

備 品 購 入 特 記 仕 様 書

1. 適用範囲

本特記仕様書は、おいらせ町農村環境改善センターが令和8年度に発注（更新）する圧力煮炊釜の購入について適用する。

2. 品名及び数量

生蒸気式 圧力煮炊釜 36L型（別添図面参照） 1台

3. 契約件名

第38号 農村環境改善センター圧力煮炊釜購入

4. 納期及び納品場所

納 期 令和9年2月1日まで

納品場所 おいらせ町 山崎 地内 （農村環境改善センター実習室内）

5. 能力・機能

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 1) 最高使用圧力 | 0.1MPa |
| 2) 満水容量/内容積 | 120L/0.162m ³ |
| 3) 送入最高蒸気量 | 0.05MPaにて41kg/H |
| 4) 寸法 | φ850mm×H1,550mm |

6. 特記事項

- (1) 製品の安全性及び品質保証については、社会通念上認められている機関等による適合基準等を満たした製品とすること。
- (2) 見積は、購入物品が正確に動作するために必要な荷造・運搬、既存品撤去・搬入設置、機器の蒸気配管接続、試運転調整、その他設置に関わる一切の費用を含むこと。
- (3) 物品搬入に当たっては、担当者の指示に従い設置すること。また既設の設備、備品等を傷つけないように配慮すること。
- (4) 納入場所までの輸送費用及び輸送に係る物品の保険費用は、受注者の負担とすること。
- (5) 梱包は受注者が開封し、外観上・機能上の破損等が無いことを確認するとともに、付属品の有無を確認すること。また、納入後不要となった梱包材は、受注者が持ち帰ること。
- (6) 物品を納入後、納入写真（デジタルカメラ可）を撮影し図書として発注者に提出すること。
- (7) 本体の試運転、調整を行った後、通常使用ができる状態をもって納入完了とし、納入完了後、担当者の検査を受けるものとする。
- (8) 納入完了後、関係者に対し操作説明を実施すること。説明内容及び説明資料等は、別途担当者との協議の上決定し、すべて受注者が準備すること。
- (9) 受注者は、検査後、1年以内において購入物品の設計・材料・設置方法に起因する不具合が生じたときは、修理又は交換する責を負うものとし、その費用も受注者が負うものとする。

- (10) 納入設置に関し、仕様書に定めがない事項及び不明な点が生じた場合は、担当者と別途協議又は担当者の指示を受けること。

7. 提出書類

- ①納品着手届 ②納品仕様書 ③納品完了届 ④納入写真（デジタルカメラ可） ⑤請求書